

# 中体連等が主催する大会への参加費補助の見直しについて

## 経緯

- 令和5年度当初予算編成において、厳しい財政状況を踏まえ、中体連等が主催する大会への参加費補助についても見直しが行われた。

## 主な内容及び変更点

【中体連主催の場合】	改正前	改正後
交通費	地区総体を含む全ての大会が対象	<b>県外で開催される大会のみが対象</b> <b>※学習バスは別途対応</b>
宿泊費	中体連で宿泊が認められている場合が対象	<b>変更なし</b>
補助率	基準額の8割	<b>基準額の5割</b>
申請者	地区中体連会長	<b>学校長、地域スポーツ団体等</b>
交付申請の時期	事前申請	<b>事後申請</b>

※中体連についても原則は同じ。

## 特記事項

- 補助対象とする競技や種目、対象となる選手は令和4年度までと同様とする。
- 部活動の地域移行に伴い、令和5年度にクラブチームで参加した選手も所属するクラブチームが申請することにより補助の対象とすることが可能。
- この措置は令和5年度のものであり、令和6年度以降は今後の検討による。